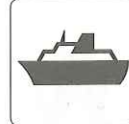
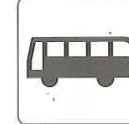


1 技術的資料

(9) ピクトグラム・絵文字等②

交通施設 Transport Facilities					
 航空機 / 空港 Aircraft / Airport	 鉄道 / 鉄道駅 Railways / Railway station	 船舶 / フェリー / 港 Ship / Ferry / Port	 ヘリコプター / ヘリポート Helicopter / Heliport	 バス / バスのりば Bus / Bus stop	 タクシー / タクシーのりば Taxi / Taxi stop
 レンタカー Rent a car	 自転車 Bicycle	 ロープウェイ Cable car	 ケーブル鉄道 Cable railway	 駐車場 Parking	 出発 Departures
 到着 Arrivals	 乗り継ぎ Connecting flights	 手荷物受取所 Baggage claim	 税関 / 荷物検査 Customs / Baggage check	 出国手続 / 入国手続 / 検疫 / 書類審査 Immigration / Quarantine / Inspection	

安全 Safety				
 消火器 Fire extinguisher	 非常電話 Emergency telephone	 非常ボタン Alarm	 非常口 Emergency exit	 広域避難場所 Safety evacuation area

出典:「ひと目でわかるシンボルサイン 標準案内用図記号ガイドブック」 交通エコロジー・モビリティ財団標準案内用図記号研究会

国際的シンボルマーク			
 世界盲人連合が定めた 盲人を示す国際マーク	 世界ろう連盟が定めた 聴覚障害者サイン	 盲導犬同伴可能な 施設を示すサイン	 聴覚障害者用電話サービス装置 (TDD) を示す国際シンボルマーク

道路標識

 エレベーター	 傾斜路
 エスカレーター	 路面電車停留所
 乗合自動車停留所	 便所
 距離表示の併記	 昇降方向の併記
 停車所名の併記	 駐車場表示との併記
 著名地点の表示	

(注) 上記の内容は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年^{総理府建設省}令第3号）の一部を改正する命令（平成12年11月15日^{総理府建設省}令第4号）」から一部抜粋。

2 条例、施行規則等

(1) 人にやさしいまちづくり条例、施行規則

人にやさしいまちづくり条例

平成12年津山市条例第54号
平成12年12月21日公布
平成13年4月1日施行
第4章及び第5章(第38条を除く。)
については、平成14年4月1日施行

目次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 施策の基本方針等(第8条～第11条)

第3章 まちづくりを推進するための基本的事項(第12条～第18条)

第4章 生活環境の整備

第1節 都市施設の整備(第19条～第22条)

第2節 特定都市施設の整備(第23条～第31条)

第3節 交通環境及び住宅の整備(第32条～第34条)

第4節 安全な生活環境の確保等(第35条・第36条)

第5章 雑則(第37条・第38条)

附則

子どもから高齢者まですべての人が、一人の人間として尊重され、社会を構成する一員として自立し、共に支え合い、生きがいを持ちながら安心して生活できる社会は、私たち市民の願いである。

こうした社会を実現するためには、高齢者、障害者等の活動を制限しているさまざまな障壁を取除き、すべての市民が自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活することができる社会環境を整備することが必要である。

このため、市、市民及び事業者は、それぞれの役割を果たしながら連携し、協働して、市民総参加の下に思いやりの心がふれあう人にやさしいまちづくりに全力を挙げて取組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、人にやさしいまちづくり(以下「まちづくり」という。)に関し、市、市民及び事業者の役割を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めるとともに、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる都市施設等の整備について必要な事項を定めることにより、まちづくりの総合的な推進を図り、もって市民福祉の増進に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた者その他日常生活又は社会生活において活動の制限を受ける者をいう。
- (2) 事業者 経済、社会、文化その他の分野において事業活動を行う者をいう。
- (3) 都市施設 不特定かつ多数の者が利用する病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の施設で規則で定めるものをいう。
- (4) 特定都市施設 都市施設のうち、高齢者、障害者等を含むすべての市民が安全かつ円滑に利用できるように特に整備を促進することが必要な施設として規則で定めるものをいう。
- (5) 公共車両 鉄道の車両、乗合自動車その他の一般旅客の用に供する車両で規則で定めるものをいう。

(市の役割)

第3条 市は、市民からの意見及び提言を広く取入れながら、まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、自ら設置し、又は管理する都市施設等を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように整備するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりに関し理解を深め、自主的にまちづくりに関する活動に取り組むとともに、相互に連携しながら、市が実施するまちづくりに関する施策に協力するものとする。

2 市民は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように整備された都市施設等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、地域社会の一員であるとともに、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、自主的にまちづくりに関する活動に取り組む、市が実施するまちづくりに関する施策に協力するものとする。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する都市施設等を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように整備するものとする。

(推進体制)

第6条 市、市民及び事業者は、まちづくりについての役割を認識し、相互に連携して、その推進に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者と一体となってまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、まちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第2章 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、まちづくりに関する施策を計画的に推進するものとする。

(1) すべての市民が高齢者、障害者等への理解を深め、思いやりの心をもって、お互いの人格を尊重し合うように意識の高揚を図ること。

(2) すべての市民が住み慣れた地域で、共に支え合いながら、安心して住み続けられる環境を整備すること。

(3) すべての市民が安全かつ快適な生活に必要な情報を円滑に利用することができるように諸条件を整備すること。

(4) すべての市民が都市施設等を安全かつ円滑に利用することができるように整備すること。

(情報の提供)

第9条 市は、まちづくりに関する情報を収集し、市民及び事業者に提供するものとする。

2 市は、高齢者、障害者等が、その生活に関連する情報を円滑に利用し、及びその意思を表示できるように必要な施策を講ずるものとする。

(啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者がまちづくりに関して理解を深め、自主的な活動が図られるように広報その他の啓発活動を行うものとする。

(学習機会の提供等)

第11条 市は、市民が生涯を通じてまちづくりに関し学習をすることができるように、その機会の提供を行うものとする。

2 市は、高齢者、障害者等に対する理解や思いやりのある児童を育成するために必要な教育を行うものとする。

第3章 まちづくりを推進するための基本的事項

(地域社会における連帯の形成及び促進)

第12条 市民及び事業者は、地域社会の一員として相互の交流を深めることにより、地域社会における連帯（以下「地域連帯」という。）の形成に努めるものとする。

2 市は、地域連帯の形成を促進するため、地域連帯の形成に係る基礎的条件の整備に努めるものとする。

(健康の保持及び増進)

第13条 市民は、健康に関する意識を高め、自らの健康の保持及び増進に努めるものとする。

2 市は、市民自らの健康づくりに関する意識の高揚を図るとともに、関係機関と連携し、市民の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるように努めるものとする。